

2021年1月15日
全国港湾20発第55号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 柏木公廣



都労委(不当労働行為救済)での証人尋問に係る傍聴の取り組みについて

全国港湾と港運同盟は、産別最賃に係る団交拒否問題で、東京都労働委員会に不当労働行為救済の申立てを行い、次回(第4回)は糸谷顧問の証人尋問が行われる。この証人尋問の中で、「産別最賃に係る団交は独禁法に抵触しない」ことを立証していくことになる。

第6回中央執行委員会(1/12)は、この証人尋問の重要性に鑑み、傍聴動員を取り組むことを確認した。については、各単組は次の取り組みを行うよう指示する。

記

1. 証人尋問の期日

- (1) 日 時 21年1月27日(水)10:00~12:00
- (2) 場所と集合時間等
 - ① 場所：東京都労働委員会(東京都第一庁舎37階)
*JR「新宿駅」徒歩8分 *都営地下鉄大江戸線「都庁前」スグ
 - ② 集合：当日09:30に東京都第一庁舎1階ロビー
- (3) 旅費は、全国港湾負担とする。
- (4) 傍聴は、コロナ感染拡大防止のため委員会室へは人数制限があるので、入れなかった場合は、「モニター室」での傍聴となるので事前了解されたい。

2. 取り組み指示

- (1) 各単組は、各2名の動員を取り組み、1月21日(木)までに動員者の氏名を届け出る(都庁舎内への入館手続きが必要となるので必ず届け出を)
- (2) 動員者は、当日の指定時間に集合場所に参集すること。

以上